

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税の課税情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政局税務部課税課（法人課税グループ）、梅田市税事務所、京橋市税事務所、弁天町市税事務所、なんば市税事務所、あべの市税事務所、船場法人市税事務所	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税（種別割）の課税のために利用する。	
記録項目	1区コード、2履歴番号(宛名)、3履歴区分、4氏名、5通称名、6生年月日、7現住所、8転入前住所、9転出先住所、10送付先番号、11送付先住所、12台帳番号（車両）、13履歴番号（車両）、14車種、15原動機区分、16車両番号（車両）、17車名、18車台番号、19形式等（排気量、年式、原動機番号を含む。）、20車両異動事由、21異動日、22標識返納状況、23標識返納日、24所有形態、25車両の定置場、26備考（車両）、27氏名表示区分、28台帳番号（課税）、29履歴番号（課税）、30通知書番号、31車両番号（課税）、32非課税情報、33減免情報、34調定異動事由、35課税額、36納期限、37納付状況、38納税管理人等、39公示送達日、40備考（課税）等	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の納税義務者	
記録情報の収集方法	納税義務者から提出される軽自動車税（種別割）申告書、軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、又は地方公共団体情報提供システム（J-LIS）から提供される情報等により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	